

杉並区スポーツ栄誉顕彰要綱

平成29年4月1日

杉並第163号

改正 令和3年3月31日杉並第70811号

改正 令和5年3月29日杉並第69200号

改正 令和8年3月23日杉並第68705号

(目的)

第1条 この要綱は、杉並区におけるスポーツの普及と推進を図るため、スポーツ競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者に対し、杉並区（以下「区」という。）がその栄誉を顕彰すること（以下「顕彰」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(顕彰の種類)

第2条 顕彰の種類は、次のとおりとする。

(1) スポーツ特別栄誉章

(2) スポーツ栄誉章

(顕彰の対象)

第3条 顕彰の対象となる者は、別表に定めるとおりとする。

(被顕彰者の要件)

第4条 被顕彰者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 区民（区内に在住、在勤又は在学する者をいう。以下同じ。）。ただし、前条に規定するスポーツ特別栄誉章については、区に縁故の深い区民以外の個人であって、区の名を高めるとともに、社会に明るい希望を与えたものを含む。

(2) 区内に所在する団体

(顕彰方法)

第5条 区長は、顕彰を原則として年1回行う。

2 顕彰は、スポーツ特別栄誉章及びスポーツ栄誉章を授与することにより行う。

3 前項のほか、区長が特に必要があると認めたときは、副賞を添えることができる。

(対象期間)

第6条 顕彰の対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、当該期間の成績及び功績により顕彰する。

(欠格条項)

第7条 顕彰を受けるべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、顕彰を行わない。

(1) 別に定める基準によるものを除き、同一の顕彰を既に受けているとき。

(2) その他顕彰の趣旨に反すると認められるとき。

(被顕彰者の選考)

第8条 被顕彰者は、スポーツ栄誉顕彰審査会（以下「審査会」という。）において選考する。

2 顕彰に伴う選考の基準は別に定める。

(審査会)

第9条 審査会は、会長及び委員4名をもって組織する。

2 会長は、区民生活部文化・スポーツ担当部長（以下「担当部長」という。）とする。

3 委員は、次の職にあるものとする。

- (1) 教育委員会事務局次長
- (2) 区民生活部管理課長
- (3) 区民生活部スポーツ振興課長
- (4) 教育委員会事務局教育総務課長

4 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を聴くことができる。

(審査会の庶務)

第10条 審査会の庶務は、区民生活部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、顕彰に関して必要な事項は、担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日杉並第70811号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日杉並第69200号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月23日杉並第68705号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

顕彰の種類	顕彰の対象
スポーツ特別栄誉章	(1) オリンピック・パラリンピック競技大会等の世界的規模の大会に日本代表として出場した者 (2) 国民スポーツ大会・全日本選手権大会等の各都道府県の代表選手が参加する全国的規模の大会において、特に優秀な成績を収めた者 (3) スポーツ分野において特に顕著な功績があり、区のスポーツの普及推進に大きく寄与した者
スポーツ栄誉章	(1) 国際大会に日本代表として出場した者。ただし、上欄第1号に規定する者を除く。 (2) 国、東京都の主催する大会その他これに準ずる大会において、優秀な成績を収めた者。ただし、上欄第2号に規定する者を除く。

付記 この表における大会等の詳細は、別に定める基準によるものとする。